

令和元年

9月号

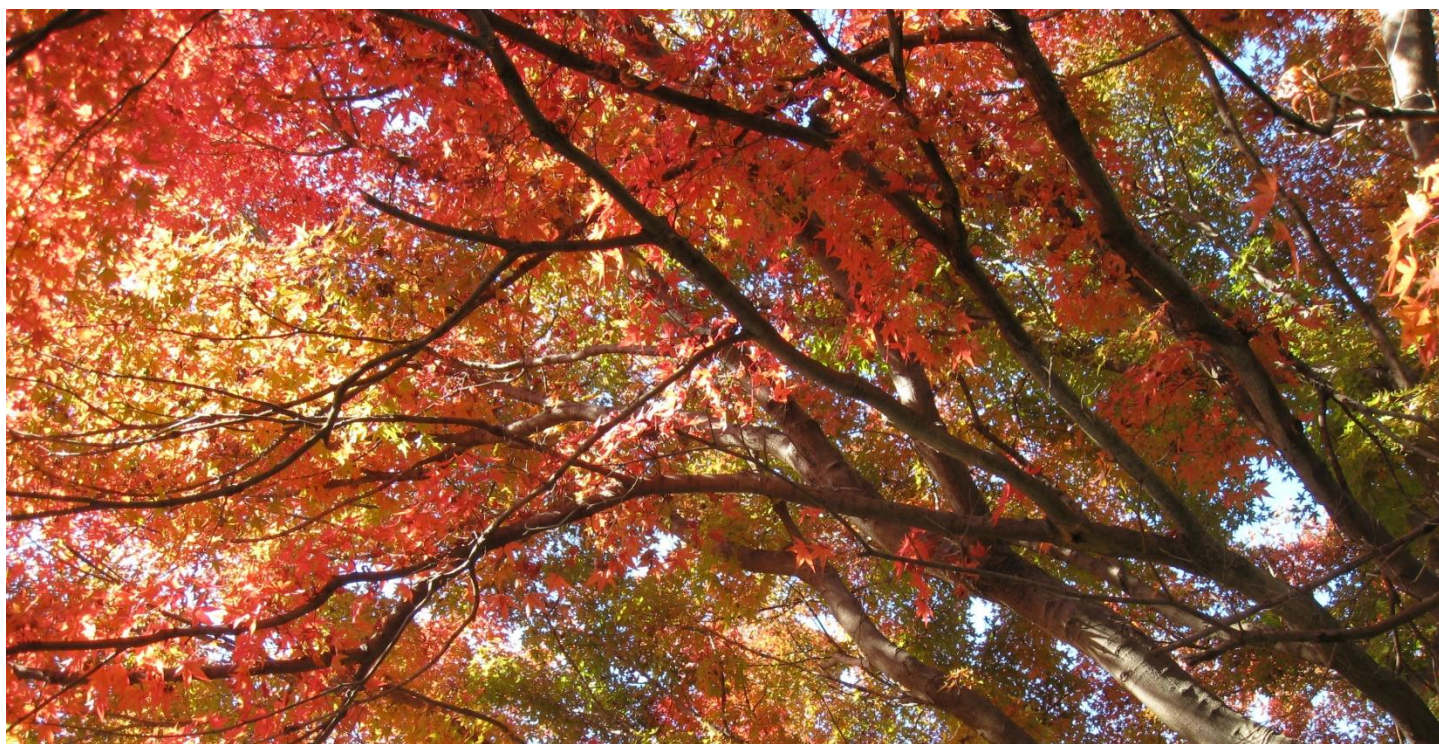
事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-21-7-405

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-326-5677・FAX 047-322-5244



秋の陽に輝くモミジ

令和元年9月の税務と提出期限

- ① 9月10日・・・令和元年7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- ② 9月30日・・・令和元年7月31日決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・事業税等）

今月の気になった記事

- ①**財務省は未利用の国有地を商業施設に賃貸**・・・1千平方メートル以上の未利用の首都圏等の国有地を、財務省は、売却から賃貸へと方針転換する。従来からの公共目的施設から商業施設が、競争入札へ。
- ②**国と生前契約、土地の国有化**・・・財務省は2020年、相続人がいない土地を国有化する制度を作る計画。所有者不明土地の増加は、市街地の再開発や防災面で問題になっている。九州の面積程度の不明土地がある。
- ③**国交省、境界線ルール緩和へ**・・・国交省は、土地の境界を決める場合、すべての土地所有者の立ち会いが必要なルールを緩和して、一部の所有者だけで境界線を決まられるようにする。
- ④**企業版ふるさと納税、寄付額の9割軽減を検討**・・・政府は、地方自治体に寄付した企業の税負担を軽くする割合を現在の約6割から、約9割に広げた上で、2019年度までの時限措置を5年間延長する方向へ。「地方創生応援税制」は2016年に始まり、現在、自治体の事業に企業が寄付をすると、損金不算入と税額控除で6割分の税負担が減る。2020年には、税額控除の割合を9割に拡大する検討をする。

10月からの消費税10%・ポイント還元どうする？

1. 8%が10%となる消費税増税、国の経済政策はこの増税分2%~5%をポイント還元する

政府の「ポイント還元事業」は、通常のキャッシュレス決済で付くポイントにさらに上乗せして2~5%が追加で還元される。追加分に関しては国が負担しその総額は3000億円になる見通し。

対象となるのは、クレジットカード、交通系ICカード電子マネー、QRコード決済など多岐に渡る。期間は、今年10月から来年6月までの9ヶ月の期間限定。



2. ポイント還元方法は2種類ある

- ①、カードを使う時と同様に支払額の2%~5%がポイント付与される。
- ②、商品購入時に、その場で、2%~5%が値引きされる。

3. キャッシュレス決済が導入されてポイント還元される事業対象店を選ぶ

この制度は、あくまで「増税により、売上の減少に苦しむ中小企業」が対象で、

なおかつ「キャッシュレス決済を導入して、ポイント還元事業に参加する」という事業者の自主的な登録が必要となる。消費者は店頭で「キャッシュレス支払いのお客様に5%還元」等のポスターが貼ってあるかを確認しよう。コンビニでも、経営規模の違いにより、ポイント還元できる店とできない店がある。

4. 消費税の「実質税率」は、ポイント還元を含むと5種類に

- ①、軽減税率対象商品を中小店でキャッシュレス決済する。8%→3%
- ②、軽減税率が適用されない外食を中小店でキャッシュレス決済する 10%→5%
- ③、軽減税率の対象商品を大手フランチャイズでキャッシュレス決済 8%→6%
- ④、軽減税率対象外商品を大手フランチャイズでキャッシュレス決済 10%→8%
- ⑤、軽減税率対象外商品を現金で購入→10%

5. キャッシュレス決済のクレジットカードポイント還元上限額は1万5千円

それぞれのカードでの1枚あたりの上限額だが、 $\text{購入額} \times 5\% \times \text{クレジットカード枚数} = \text{ポイント還元額}$ 。年会費無料のクレジットカードの取得は、今が取得時期かもしれない。

6. コンビニ4社は、2%のポイント還元を購入時に値引き

キャッシュレス決済した消費者の購入額からその場で差し引く。後日、ポイントが戻るより消費者にメリットがわかりやすいと判断した。アマゾンジャパンや一部スーパーでも即時にポイント還元を始める計画。政府は、キャッシュレス決済比率を現在の20%から40%に引き上げ、目標をクリアできるか。

中小小売、飲食業、宿泊施設	5%還元
コンビニ、外食、ガソリンスタンド、コンビニチェーン店	2%還元
百貨店、大企業、病院、住宅	還元なし

7. ポイント還元の対象とならない支払い

国や地方公共団体の公共法人、金融機関、風俗営業、保険医療機関、学校、宗教法人等は対象外となる。

例えば、授業料、病院の治療費、介護施設利用料、プリペイドカード、商品券、保険会社への支払い、税金は、クレジットカードで支払ったとしてもポイント対象外。

新しい小売店はショールーム機能へ

1. 「売らない」店舗、実物確認の場、ネット通販へ誘導。

小売大手がインターネット通販を前提とした店作りを始めた。注文は基本通販サイトで対応する。店舗は商品を「見る」ショールームと位置づける。以前は、小売店は、店舗を収益を生む源泉として重視してきたが、今後は、ネット通販を支援するツールとする。店舗の意義が変わり、次世代型の消費へと方向を変える。

2. スマホで購入

大阪の商業施設に、広さ約3千平方メートルの広さの家電通販の新店がオープンした。来客者は、QRコードをスマホで読み取ると通販サイトにつながる。かさばる、ゴルフ用品は見本のみで気に入ったら通販サイトから購入する。ネット通販する人の8割は、事前に商品を確認しているとの調査がある。自宅に帰って、口コミや最低価額を検索して購入を判断する。そんな消費者の行動の変化に、小売業は新しい対応が必要になってくる。

3. ネット時代に対応して店舗のあり方が変わる。

今までの小売店は、商品に直接触れて確認できる。店員による説明・接客を受ける。在庫があり商品を持ち帰ることができる。しかし、店舗は消費者に商品の購入を決断させる場となりつつある。店の在庫は不要となり、店員の接客の中身も変わるかもしれない。



税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. iDeCo（確定拠出年金制度）って？

老後の資産形成を助ける手法として注目を集めるイデコ。最大の特徴は、掛金として払い込んだ全額が所得から控除されること。積立金の利子や配当も非課税。受給時には退職所得控除や年金の場合には公的年金控除が受けられる。注意点は60歳迄払い戻しが出来ないことやイデコは、実際には「投資」なので大きく損をする可能性もあり、証券会社に支払う「口座管理手数料・信託報酬」もあるので、加入時に充分確認が必要。

2. 相続財産は負動産？

都市部を中心に再開発などの建設ラッシュが続く現在、すでに住宅供給の需給バランスが崩れている、という指摘がある。人口減少や高齢化社会で放置したままの朽ち果てた空き家や買い手のないマンションは、相続財産として行き場のない「負動産」になることが懸念されている。早めの手当が必要。

3. 働き方改革「上司を評価」公務員全省庁で、

政府は、今秋から立場の異なる複数の関係者が管理職を評価する「360度評価」を中央省庁のすべての課長級の人事評価に拡大する。部下を指導するマネジメント能力の向上を促し、セクハラやパワハラの防止につなげる。360度評価は上司が部下を評価する従来型の人事評価ではなく、上司、同僚、部下など立場が異なる複数の関係者が対象者を評価する手法だ。質問内容は、「周囲を適切にフォローしているか？」「周囲と協力しえ業務を遂行しているか？」などがあるとのこと。